

新日鉄事件大法院第 1 部判決

仮訳

2012 年 5 月 24 日 判決宣告

主文

原審判決を破棄し、事件をソウル高等法院に差し戻す。

理由

上告理由を判断する

1 基本的事実関係

原審判決の理由と原審が適法に採択した証拠によれば次の事実を認めることができる。

ア 原告らは 1923 年から 1929 年までに韓半島で生まれ、平壤、保寧、群山等に居住していた者であり、日本製鐵株式会社(以下「旧日本製鐵」という)は 1934 年 1 月頃に日本で設立され、日本の釜石、八幡、大阪等で製鐵所を運営していた会社である。

イ 日本は中日戦争と太平洋戦争を遂行して軍需物資生産に労働力が不足するようになると、これを解決するため 1938 年 4 月 1 日に国家総動員法を制定・公布し、1942 年に朝鮮人内地移入斡旋要綱を制定・実施し、韓半島各地域で官斡旋を通じて人力を募集し、1944 年 10 月頃からは国民徴用令により一般韓国人に対する徴用を実施した。一方、旧日本製鐵を始めとする日本の鉄鋼生産者らを総括指導する日本政府直属機構である鉄鋼統制会が 1941 年 4 月 26 日に設立されたが、鉄鋼統制会では我が国からの労務者を積極拡充することに決め、日本政府と協力して労務者を動員し、旧日本製鐵は社長が鉄鋼統制会の会長を歴任する等、鉄鋼統制会で主導的な役割を果たした。

ウ 旧日本製鐵は 1943 年平壤で大阪製鐵所の工員募集広告を出したが、その広告には大阪製鐵所で 2 年間訓練を受ければ、技術を習得することができて、訓練終了後に韓半島の製鐵所で技術者として就職することができると記載されていた。原告 X1、X2 は 1943 年 9 月頃、上記広告を見て、技術を習得し韓半島に帰って就職することができるという点に惹かれて応募した後、平壤で旧日本製鐵の募集担当者と面接をして合格し、上記担当者の引率下に旧日本製鐵の大阪製鐵所に行き、訓練工として労役に従事した。

大阪製鐵所では原告 X1、X2 は一日 8 時間の三交代制で働き、月 1、2 回程度外出が許され、月に 2、3 回程度の小遣いの支給されるだけで、旧日本製鐵は賃金全額を支給すれば浪費する憂慮があるという理由を挙げて、原告 X1・X2 の同意を受けないまま上記原告ら名義の口座に賃金の大部分を一方的に入金し、その貯金通帳と印鑑を寄宿舎の舎監に保管させた。上記原告らは火炉に石炭を入れて碎いて混ぜたり、鉄パイプの中に入って石炭滓を除去するなど火傷の危険があり技術習得とは何の関係もない非

常に過酷な労役に従事したが、提供される食事はその量が非常に少なかった。また警察官が頻繁に立ち寄り、上記原告らに「逃亡してもすぐ捕まえることができる」と言い、寄宿舍にも監視する人がいたので、上記原告らは逃亡する考えをもつことはできなかったが、原告 X2 は逃げ出したいと言ったことが発覚して寄宿舍舎監から殴打される体罰を受けた。

こうした中、日本は 1944 年 2 月頃、訓練工らを強制的に徴用し、原告 X1、X2 は徴用以後には小遣の支給も全く受けられなかった。大阪製鉄所の工場は 1945 年 3 月頃アメリカ合衆国軍の空襲で破壊され、この時訓練工のうち一部が死亡し、原告 X1、X2 を含む残りの訓練工らは 1945 年 6 月頃咸鏡道清津に建設中であった製鉄所に配置され清津に移動した。原告 X1・X2 は寄宿舍の舎監に賃金が入金されていた貯金通帳と印鑑を渡せと要求したが、舎監は清津に到着した後も上記通帳と印鑑を返してくれず、原告 X1、X2 は清津で一日 12 時間工場建設のため土木工事をしたが、賃金を全くもらえなかった。原告 X1・X2 は 1945 年 8 月頃、清津工場がソ連軍の攻撃で破壊されると、ソ連軍を避けてソウルに逃げ、日帝から解放された事実を知ることになった。

エ 原告 X3 は 1941 年大田市長の推薦を受けて報国隊に動員され、保寧から旧日本製鐵募集担当官の引率で日本に渡り、旧日本製鐵の釜石製鐵所で労役に従事したが、賃金を貯金してやるという言葉を聞いただけで、賃金を全く受け取ることができなかった。原告 X4 は 1943 年 1 月頃、群山府(現在の群山市)の指示を受けて募集され、旧日本製鐵の引率者にしたがって日本に渡り、旧日本製鐵の八幡製鐵所で労役に従事したが、賃金を全く受け取ることができず、逃走して発覚し、約 5 日間殴打を受けたこともあった。原告 X3、X4 は各製鐵所が空襲で破壊され、日本が敗戦し、旧日本製鐵でこれ以上強制労働をさせることができなくなると、1945 年 8 月頃から同年 12 月頃までにそれぞれ故郷に帰ってきた。

オ 旧日本製鐵は日本の会社経理応急措置法(1946 年 8 月 15 日法律第 7 号)、企業再建整備法(1946 年 10 月 19 日法律第 40 号)の制定・施行にともない、上記各法で定められた特別経理会社、特別経理株式会社に指定され、

1950 年 4 月 1 日に解散し、旧日本製鐵の資産出資で八幡製鐵株式会社、富士製鐵株式会社、日鐵汽船株式会社、播磨耐火煉瓦株式会社(上記 4 社を以下「第二会社」という)が設立された。八幡製鐵株式会社は 1970 年 3 月 31 日に日本製鐵株式会社に商号を変更し、1970 年 5 月 29 日に富士製鐵株式会社を合併し、現在の被告となった。

会社経理応急措置法は「特別経理会社に該当する場合、その会社は指定時(1946 年 8 月 11 日午前零時を言う。第 1 条第 1 号)に新勘定と旧勘定を設け(第 7 条第 1 項)、財産目録上の動産、不動産、債権その他の財産は「会社の目的たる現に行つてゐる事業の継続及び戦後産業の回復振興に必要なもの」に限って指定時に新勘定に所属させ、その他は原則的に指定時に旧勘定に所属させ(第 7 条第 2 項)、指定時以後の原因に基いて生じた収入及び支出は新勘定の収入及び支出、指定時以前の原因に基いて生じた収入及び支

出は旧勘定の収入及び支出として経理処理し(第 11 条第 1、2 項)、旧債権に対しては弁済などの消滅行為を禁止するが、例外的に弁済を認める場合にも旧勘定として弁済しなければならないが、新勘定として弁済する場合は特別管理人の承認など一定の要件を備えた場合に一定の金額の限度においてのみ可能(第 14 条)」であると規定している。

旧日本製鐵は会社経理応急措置法、企業再建整備法により 1946 年 8 月 11 日午前零時を基準にして新勘定と旧勘定に区分経理し、その後の企業活動は専ら新勘定で行い、事業の継続及び戦後産業の回復振興に必要な既存財産を新勘定に所属させた後、新勘定に所属する財産を第二会社に現物出資したり財産と営業を譲渡して 1950 年 4 月 1 日に第二会社を設立し、その他のその時まで発生した債務を中心にした旧勘定上の債務は旧日本製鐵の解散及び清算手続に委ねた。その結果、旧日本製鐵が保有してきた八幡、輪西、釜石、富士、広畑の各製鉄所資産のうち八幡製鉄所の資産と営業、役員及び従業員は第二会社である八幡製鐵株式会社、その余の 4 か所の製鉄所の資産と営業、役員及び従業員は他の第二会社である富士製鐵株式会社がそれぞれ承継した。

カ 大韓民国政府と日本国政府は 1951 年末ころから国交正常化及び戦後補償問題を論議し、ついに 1965 年 6 月 22 日、「国交正常化のための大韓民国と日本国間の基本関係に関する条約」と、その付属協定の一つとして「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」(以下「請求権協定」という)が締結されたが、請求権協定は第 1 条で日本国が大韓民国に 10 年間にわたって 3 億ドルを無償で提供し 2 億ドルの借款を行うこととすると定めるとともに第 2 条で次のように定めた。

1 両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利および利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が 1951 年 9 月 8 日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたことになることを確認する。

3 2 の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利および利益であってこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であって同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

また、請求権協定に対する合意議事録(I)は、上記第 2 条に関して次のように定めている。

- (a) 「財産、権利および利益」とは、法律上の根拠に基づき財産的価値が認められるすべての種類の実体的権利をいうことが了解された。
- (b) 同条 3 により執られる措置は、同条 1 にいう両国及びその国民の財産、権利および利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題の解決のために執られるべきそれぞれの国の国内措置ということに意見の一致をみた。
- (c) 同条 1 にいう完全にかつ最終的に解決されたこととなる両国及びその国民の財産、権

利および利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題には、韓日会談で韓国側から提出された「韓国の対日請求要綱」（いわゆる 8 項目）の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがって同対日請求要綱に関しては、いかなる主張もなしえないこととなることを確認した。

そして、上記合意議事録に指摘されている対日請求 8 項目には、被徴用韓国人の未収金、補償金その他請求権の弁済請求、韓国人の日本国または日本人に対する請求が含まれていた。

請求権協定の締結にともない日本は 1965 年 12 月 17 日「財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する日本国と大韓民国間の協定第 2 条の実施にともなう大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」（法律第 144 号。以下「財産権措置法」という）を制定・施行したが、その内容は「大韓民国又はその国民の日本国またはその国民に対する債権または担保権で協定第 2 条の財産、利益に該当するものは 1965 年 6 月 22 日に消滅したものとする」というものである。

キ 原告 X1、X2 は 1997 年 12 月 24 日、日本の大阪地方裁判所に被告と日本国に対して国際法違反及び不法行為等を理由とする損害賠償金と強制労働期間に支給されなかった賃金等の支給を求める訴訟を提起し、2001 年 3 月 27 日に原告請求棄却判決を宣告され、大阪高等裁判所に控訴したが 2002 年 11 月 19 日に控訴棄却判決を宣告され、2003 年 10 月 9 日、最高裁判所の上告棄却及び上告不受理決定で上記判決が確定した（このような日本での訴訟を以下「日本訴訟」と言い、その判決を「日本判決」と言う）。一方、原告らは原告 X1、X2 の日本訴訟が終了した後の 2005 年 2 月 28 日、大韓民国の裁判所であるソウル中央地方法院に被告に対して国際法違反及び不法行為を理由とする損害賠償金の支払いを求めて本訴を提起したが、原告 X1、X2 は日本訴訟で主張した請求原因と同一の内容を本訴の請求原因とした。

ク 大韓民国政府は原告らが本訴を提起する直前に請求権協定に関する一部文書を公開した後、本訴が提起された後の 2005 年 8 月 26 日、「韓日会談文書公開後続対策関連民官共同委員会」（以下「民官共同委員会」という）を開催して、「請求権協定は日本の植民地支配の賠償を請求するための協商ではなく、サンフランシスコ条約第 4 条に基いて韓日両国間の財政的・民事的債権・債務関係を解決するためのものであり、日本軍慰安婦問題等日本政府と軍隊等日本の国家権力が関与した反人道的不法行為については請求権協定で解決したとみることはできず、日本政府の法的責任は残っており、サハリンの同胞問題と原爆被害者問題も請求権協定の対象に含まれなかった」という趣旨の公式意見を表明した。

2 国際裁判管轄の存否に関する判断

国際裁判管轄を決定するにあたっては、当事者間の公平、裁判の適正、迅速及び経済を期するという基本理念に従うべきであり、具体的には訴訟当事者らの公平、便宜そし

て予測可能性のような個人的な利益のみならず、裁判の適正、迅速、効率及び判決の実効性等のような裁判所ないし国家の利益も共に考慮しなければならないが、このような多様な利益中のいかなる利益を保護する必要があるかについては、個別事件において法廷地と当事者との実質的な関連性及び法廷地と紛争になった事案との実質的な関連性を客観的な基準にして合理的に判断しなければならない(大法院 2005 年 1 月 27 日宣告 2002 タ 59788 判決など参照)。

原審判決理由及び記録によれば、本件不法行為による損害賠償請求は、旧日本製鐵が日本国と共に原告らを強制労働に従事させる目的で欺罔や強制により動員し、こうして動員された原告らを強制労働に従事させた一連の行為が不法行為であり、被告は旧日本製鐵の原告らに対する法的責任をそのまま負担すると主張するものであるところ、大韓民国は日本国とともに上記のような一連の不法行為中の一部が行われた不法行為地である点、被害者である原告らが全て大韓民国に居住しており、事案の内容が大韓民国の歴史及び政治的変動状況などと密接な関係がある点等を認めることができる。

先にみた法理に上記の事情を照らして検討すると、大韓民国は本件当事者及び紛争になった事案と実質的な関連性があると言うことができ、従って大韓民国の裁判所は本件に対し国際裁判管轄権を有する。

3 原告 X1、X2 の上告理由に対する判断

民事訴訟法第 217 条第 3 号は外国裁判所の確定判決の効力を認定することが大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に反してはならないということを外国判決承認要件のひとつとして規定しているが、ここで外国判決の効力を認定すること、すなわち外国判決を承認した結果が大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に反するか否かは、その承認の可否を判断する時点で外国判決の承認が我が国の国内法秩序が保護しようとする基本的な道徳的信念と社会秩序に及ぼす影響を、外国判決が扱った事案と我が国の関連性の程度に照らして判断すべきであり、このとき当該外国判決の主文のみならず理由及び外国判決を承認する場合に発生する結果まで総合して検討しなければならない。

原審が適法に採択した証拠によれば、日本判決は原告 X1、X2 が主張する請求権発生当時の上記原告らを日本人とみなし、上記原告らが居住していた韓半島を日本領土の構成部分とみることによって上記原告らの請求に適用される準拠法を外国的要素を考慮した国際私法的観点から決定せずに初めから日本法を適用したが、日本の韓国併合の経緯に関し、「朝鮮は 1910 年韓日合併条約が締結された後、日本国の統治下にあった」と前提し、上記原告らに対する徴用の経緯について「当時の日本国政府、朝鮮総督府等が戦時下の労務動員のための積極的な政策を遂行していたことが認められるとしても上記原告らは全て労働者募集当時の説明に応じその意思により応募したことにより大阪製鉄所で労働するにいたったものであり、彼らの意思に反して強制連行したものではない」として、「上記原告らが応募した 1943 年 9 月頃にはすでに『朝鮮人内地移住斡旋要綱』に

より事業主の補導員が地方行政機関、警察、そして朝鮮労務協会等の連携した協力を受けて短期間に目的の人員数を確保し、確保された朝鮮人労務者は事業主の補導員によって引率され日本の事業所に連行される『官斡旋方式』により徴用が実施されたが、これは日本国政府が厚生省と朝鮮総督府の統制下に朝鮮人労働力を重要企業に導入し生産機構に編入しようという計画下に進行したものであり、実質的な強制連行や強制徴用であった」という上記原告らの主張を受け入れなかった事実、また日本判決は旧日本製鐵が事前の説明と異なり上記原告らを大阪製鉄所で自由が制約された状態で違法に強制労働に従事させた点、実質的な雇用主として上記原告らに対し一部の賃金を支給せず、安全配慮義務を尽くさなかった点など、上記原告らの請求原因に関する一部主張を認めたにもかかわらず、旧日本製鐵の上記原告らに対する債務は旧日本製鐵と別個の法人格を有している被告に承継されなかったと判断するにとどまらず、仮にそうでなくとも1965年韓日請求権協定と日本の財産権措置法により消滅したという理由で結局上記原告らの被告に対する請求を棄却した事実等を認めることができる。

このように日本判決の理由には日本の韓半島と韓国人に対する植民支配が合法であるという規範的認識を前提とし、日帝の国家総動員法と国民徴用令を上記原告らに適用することが有効であると評価した部分が含まれている。

しかし、大韓民国制憲憲法はその前文で「悠久の歴史と伝統に輝く我ら大韓国民は己未三一運動により大韓民国を建立し、世の中に宣布した偉大な独立精神を継承し、いま民主独立国家を再建するにおいて」と述べ、附則第100条では「現行法令はこの憲法に抵触しない限り効力を有する」と規定し、附則第101条は「この憲法を制定した国会は檀紀4278年8月15日以前の悪質な反民族行為を処罰する特別法を制定することができる」と規定した。また現行憲法もその前文で「悠久の歴史と伝統に輝くわが大韓国民は3・1運動により建立された大韓民国臨時政府の法統と不義に抗拒した4・19民主理念を継承し」と規定している。このような大韓民国憲法の規定に照らしてみると、日帝強占期の日本の韓半島支配は規範的観点から不法な強占に過ぎず、日本の不法な支配による法律関係のうち、大韓民国の憲法精神と両立しえないものはその効力が排斥されると解さなければならない。そうであれば、日本判決の理由は日帝強占期の強制動員自体を不法であると解している大韓民国憲法の核心的価値と正面から衝突するものであり、このような判決理由が含まれる日本判決をそのまま承認する結果はそれ自体として大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に違反するものであることは明らかである。したがってわが国で日本判決を承認し、その効力を認定することはできない。

然るに原審はこれと異なり、日本判決の効力を大韓民国の裁判所が承認する結果が大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に反するとはいえないから承認された日本判決の既判力により上記原告らの請求について日本判決と矛盾する判断をすることができないという理由で上記原告らの請求を直ちに棄却し、大韓民国裁判所の独自の観点から上記原告らの請求を直接判断しなかった。このような原審判決には外国判決の承認に関する法

理を誤解し判決結果に影響を及ぼした違法がある。この点を指摘する上記原告らのこの部分の上告理由の主張は理由がある。

4 原告 X3、X4 の上告理由に対する判断

ア 旧日本製鐵と被告の法的同一性の有無

原審は旧日本製鐵が日本国と共に組織的な欺罔により原告 X3、X4 を動員し強制労働に従事させる不法行為を行ったと判断しながら、旧日本製鐵と被告の法人格が同一である事や旧日本製鐵の上記原告らに対する債務を被告が承継した事を認めることはできないという理由で上記原告らの請求を棄却した。

しかし、原審のこのような判断は次のような理由により、そのまま首肯することはできない。

旧日本製鐵の解散及び分割に伴い法人格が消滅したか否か、第二会社及び被告が旧日本製鐵の債務を継承するか否かを判断する基準になる準拠法は、法廷地である大韓民国において外国的要素がある法律関係に適用される準拠法の決定に関する規範(以下、「抵触規範」という)によって決定されねばならないが、その法律関係が発生した時点は、旧涉外私法(1962年1月15日法律第996号として制定されたもの)が施行された1962年1月15日以前からそれ以後にわたっている。そのうち1962年1月15日以前に発生した法律関係に適用される大韓民国の抵触規範は1912年3月28日から日王の勅令第21号により我が国に依用されて来た後、軍政法令第21号を経て大韓民国制憲憲法付則第100条により「現行法令」として大韓民国の法秩序に編入された日本の「法例」(1898年6月21日法律第10号)である。上記「法例」は旧日本製鐵と第二会社及び被告の法的同一性の有無を判断する法人の属人法について明文の規定を置いてはいなかったが、法人の設立準拠地法や本拠地法によりこれを判断すると解釈されていたところ、旧日本製鐵と第二会社及び被告の設立準拠地と本拠地はすべて日本なので、旧日本製鐵の解散及び分割による法人格の消滅いかん、債務承継の有無を判断する準拠法はひとまず日本法となるであろうが、これに会社經理応急措置法と企業再建整備法が含まれるのは当然である。しかし一方で、上記「法例」第30条は「外国法による場合にその規定が公共の秩序または善良な風俗に反する時にはこれを適用しない」と規定していたので、大韓民国の抵触規範にしたがって準拠法に指定された日本法を適用した結果が大韓民国の公序良俗に違反する場合には日本法の適用を排除して法廷地である大韓民国の法律を適用しなければならない。また1962年1月15日以後に発生した法律関係に適用される旧涉外私法においてもこのような法理は同様である。

本件で外国法である日本法を適用することになれば、上記原告らは旧日本製鐵に対する債権を被告に対して主張できなくなるが、上記1、オで見たように旧日本製鐵が被告に変更される過程で被告が旧日本製鐵の営業財産、役員、従業員を実質的に承継し、会社の人的、物的構成には基本的な変化がなかったにもかかわらず、戦後処理及び賠

債債務解決のための日本国内の特別な目的の下に制定された技術的立法に過ぎない会社経理応急措置法と企業再建整備法等の日本の国内法を理由に旧日本製鐵の大韓民国国民に対する債務が免脱される結果になることは、大韓民国の公序良俗に照らして容認することはできない。

日本法の適用を排除して当時の大韓民国の法律を適用してみると、旧日本製鐵が上記 1、オでみたように責任財産になる資産と営業、人力を第二会社に移転して同一の事業を継続した点等に照らして旧日本製鐵と被告はその実質において同一性をそのまま維持しているものと見るのが相当であり、法的には同一の会社と評価するに充分であり、日本国の法律が定めるところによって旧日本製鐵が解散し第二会社が設立された後、吸収合併の過程を経て被告に変更される等の手続きを経たからといって、これと異なる評価をすることはできない。

したがって上記原告らは旧日本製鐵に対する請求権を被告に対しても行使できる。

結局原審のこの部分の判断は抵触規範に於ける公序規定に関する法理を誤解し判決結果に影響を及ぼす違法を犯したものである。この点を指摘する上記原告らのこの部分の上告理由の主張は理由がある。

イ 請求権協定による上記原告らの請求権の消滅の当否

(1) 原審は上記の判断に付加して、上記原告らの国内法上の不法行為による損害賠償請求権は時効の完成によって全て消滅したとの趣旨の判示を行い、これに対し上記原告らは原審が消滅時効に関する法理を誤解したとの趣旨の上告理由を主張している。このような上告理由を判断するにおいてはその先決問題として請求権協定により上記原告らの請求権が消滅したか否かに対する判断をまず行わなければならない。

(2) 請求権協定は日本の植民支配賠償を請求するためのものではなく、サンフランシスコ条約第 4 条に基づき韓日両国間の財政的・民事的債権債務関係を政治的合意により解決するためのものであり、請求権協定第 1 条により日本政府が大韓民国政府に支給した経済協力資金は第 2 条による権利問題の解決と法的対価関係があるとはみられない点、請求権協定の交渉過程で日本政府は植民支配の不法性を認めないまま、強制動員被害の法的賠償を根本的に否定し、このため韓日両国政府は日帝の韓半島支配の性格について合意に至ることができなかつたが、このような状況で日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権が請求権協定の適用対象に含まれていたと解することは困難である点などに照らしてみると、上記原告らの損害賠償請求権については、請求権協定で個人請求権が消滅しなかつたのはもちろん、大韓民国の外交的保護権も放棄しなかつたと解するのが相当である。

その上、国家が条約を締結して外交的保護権を放棄するにとどまらず、国家とは別個の法人格を有する国民個人の同意なく国民の個人請求権を直接的に消滅させることができると解するのは近代法の原理と相いれない点、国家が条約を通して国民の

個人請求権を消滅させることが国際法上許容されるとしても国家と国民個人が別個の法的主体であることを考慮すれば条約に明確な根拠がない限り条約締結で国家の外交的保護権以外に国民の個人請求権まで消滅したと解することはできないが、請求権協定では個人請求権の消滅に関して韓日両国政府の意思の合致があったと解するだけの十分な根拠がない点、日本が請求権協定直後日本国内で大韓民国国民の日本国及びその国民に対する権利を消滅させる内容の財産権措置法を制定・施行した措置は請求権協定だけでは大韓民国国民個人の請求権が消滅しないことを前提とするときに初めて理解できる点等を考慮すれば、上記原告らの請求権が請求権協定の適用対象に含まれていたとしても、その個人請求権自体は請求権協定のみによって当然に消滅したと解することはできず、ただ請求権協定によりその請求権に関する大韓民国の外交的保護権が放棄されたことにより、日本の国内措置で当該請求権が日本国内で消滅したとしても大韓民国がこれを外交的に保護する手段を喪失することになるだけである。

- (3) したがって、上記原告らの被告に対する請求権は請求権協定により消滅しなかったものであり、上記原告らは被告に対してこのような請求権を行使することができる。

ウ 被告の消滅時効の完成の抗弁の可否

(1) 準拠法

原告らの請求権が発生した時点で適用される大韓民国の抵触規範に該当する上記「法例」によれば、不法行為に因る損害賠償請求権の成立と効力は不法行為の発生地 of 法律によることになるが(第 11 条)、本件の不法行為地は大韓民国と日本にわたっているので、不法行為による損害賠償請求権に関して判断する準拠法は大韓民国法若しくは日本法になるであろうが、既に共同原告 X1、X2 が日本法が適用された日本訴訟で敗訴した点に照らして、原告 X3、X4 は自己により有利な準拠法として大韓民国法を選択しようという意思を持っていると推認されるので、大韓民国の裁判所は大韓民国法を準拠法にして判断すべきである。さらに制定民法が施行された 1960 年 1 月 1 日以前に発生した事件が不法行為に該当するか否か、その損害賠償請求権が時効で消滅したか否かの判断に適用される大韓民国法は制定民法附則第 2 条本文に従い、「旧民法(依用民法)」ではなく「現行民法」である。

(2) 消滅時効完成の抗弁の成否

消滅時効は客観的に権利が発生してその権利を行使できる時から進行しその権利を行使できない間は進行しないが、ここで「権利を行使できない」場合というのは、その権利行使に法律上の障害事由、例えば期間の未到来や条件不成就等がある場合をいうのであり、事実上権利の存在や権利行使の可能性を知ることができず、知ることができなかったことに過失がないとしても、このような事由は法律上の障害事由に該当しない(大法院 2006 年 4 月 27 日宣告、2006 夕 1381 判決等参照)。

一方、債務者の消滅時効による抗弁権の行使も民法の大原則である信義誠実の原則と

権利濫用禁止の原則の支配を受けるものであり、債務者が時効完成前に債権者の権利行使や時効中断を不可能または著しく困難にさせたり、そのような措置が不必要だと信じさせるような行動をしたり、客観的に債権者が権利を行使することができない障害事由があったり、またはいったん時効が完成した後に債務者が時効を援用しないような態度をとり権利者をしてそのように信頼させたり、債権者保護の必要性が大きく、同じ条件の他の債権者が債務の弁済を受領するなどの事情があり債務履行の拒絶を認めるのが著しく不当であるとか不公平である等の特別な事情がある場合には、債務者が消滅時効の完成を主張することは信義誠実の原則に反し権利濫用として許容されない(大法院 2011年 6月 30日宣告 2009 タ 72599 決定等参照)。

原審判決の理由と原審が適法に採択した証拠によれば、旧日本製鐵の不法行為の後 1965年 6月 22日に韓日間の国交が樹立されるまでは日本国と大韓民国間の国交が断絶しており、したがって、原告らが被告に対して大韓民国で判決を受けたとしてもこれを執行することができなかつた事実、1965年韓日間の国交が正常化した後、韓日請求権協定関連文書がすべて公開されない状況の中で、請求権協定第 2 条及びその合意議事録の規定と関連し請求権協定により大韓民国国民の日本国または日本国民に対する個人請求権が包括的に解決されたものであるという見解が大韓国内で一般的に受け入れられてきた事実、日本で請求権協定の後続措置として財産権措置法を制定し原告らの請求権を日本の国内的に消滅させる措置をとり、共同原告である原告 X1、X2 が提起した日本訴訟で請求権協定と財産権措置法が原告らの請求を棄却する付加的な根拠として明示されたという事実、一方で原告らの個人請求権、その中でも特に日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権は請求権協定で消滅しなかつたという見解が、原告 X1、X2 から強制動員被害者らが日本で訴訟を提起した 1990 年代後半以後になって徐々に浮き彫りになり、ついに 2005 年 1 月に韓国で韓日請求権協定関連文書が公開された後、2005 年 8 月 26 日に日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権は請求権協定により解決されたものと解することはできないという民官共同委員会の公式見解が示された事実等を認めることができる。

これに、前記のように旧日本製鐵と被告の同一性の有無についても疑問を持たざるを得なくするような日本での法的措置があつた点も勘案すると、少なくとも原告らが本訴を提起する時点である 2000 年 5 月 1 日までは原告らが大韓民国で客観的に権利を事実上行使できない障害事由があつたとみるのが相当である。

このような点を前記の法理に照らしてみると、旧日本製鐵と実質的に同一の法的地位にある被告が消滅時効の完成を主張し原告らに対する不法行為による損害賠償債務または貸金支給債務の履行を拒絶することは著しく不当であり、信義誠実の原則に反する権利濫用であつて、許容することができない。

然るに原審がその判示のような事情のみによって被告が消滅時効の完成を主張するこ

とが信義則違反による権利濫用に該当しないと判断したのは、消滅時効主張の信義則による制限の法理を誤解して判決結果に影響を及ぼす違法をおかしたものである。この点を指摘する上記原告らのこの部分の上告理由の主張にもまた理由がある。

5 結論

したがって、原審判決を破棄し(原告らは各国際法違反と国内法違反を本件損害賠償請求の原因として主張したところ、原審はこれを別個の訴訟物と解するがごとき判示をしたが、これは別個の訴訟物というより不法行為による損害賠償請求における攻撃方法を異にしたものに過ぎないと解するのが相当であるので、原審判決全部を破棄する)、事件を再度審理・判断するために原審裁判所に差し戻すことにして、関与大法官の一致した意見により主文のとおり判決する。